

事業系ごみの対策について

1 目 的

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを認識し、発生・排出抑制、資源化によりごみの減量化を図るとともに、適正処理を推進する必要がある。

一方、市の役割として、事業者の自主的な活動を支えるとともに、事業者がごみの発生抑制や資源化に向けた最適な手法を共有するための土台作りを進めることとなっている。

また、「西東京市一般廃棄物処理基本計画」において、事業系ごみの対策として、ごみの発生抑制、分別の徹底など、事業者への周知徹底や指導を図ることを課題として掲げている。

あわせて、食品ロスの削減対策や廃プラスチック問題など社会的課題となっており、その取組みが急務となっている。

このような状況を踏まえ、事業系ごみの発生抑制と削減に向けて、市の取組を進めていきたい。

2 進め方

東京都、八王子市、武蔵野市の手引きを参考に別紙のとおり「西東京市 事業者向け廃棄物処理の手引き（素案）」を作成した。

この素案を基に審議会委員の皆様からご意見やご議論をいただいたうえで、手引きを完成し、各事業者に対して周知方法の一環として活用していきたい。

3 課 題

- ① 小規模店舗への周知方法
- ② 講習会の会場と開催方法
- ③ 商工会との連携方法